

食品安全委員会第346回会合議事録

1. 日時 平成22年9月2日(木) 13:59 ~ 14:11

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「VAL-No.2株を利用して生産されたL-バリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

- ・水道水の水質基準「トリクロロエチレン」に係る食品健康影響評価について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勧告広報課長、本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について VAL-No.2株を利用して生産されたL-バリン

資料2 水道水の水質基準に係る食品健康影響評価に関する審議結果について トリクロロエチレン

6 . 議事内容

小泉委員長 それでは、ただ今から「食品安全委員会（第 346 回会合）」を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席です。お手元にございます「食品安全委員会（第 346 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第の紙の外に。

資料 1 「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について VAL-No.2株を利用して生産されたL-バリン」。

資料 2 「水道により供給される水のトリクロロエチレンの水質基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

今日の資料は 2 つでございます。

小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

小泉委員長 最初に「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。まず、担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

長尾委員 それでは、概要について説明します。資料 1 ですが、食品添加物である VAL-No.2 株を利用して生産された L-バリンについて、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本食品添加物は、L-バリンの生成効率を高めるため、*Escherichia coli* K-12 株由来の突然変異株を宿主として、L-バリン生合成に関与する遺伝子及びプロモーター配列の導入並びに糖の資化、資化というのは微生物が栄養源として利用することですが、資化に関与する遺伝子の導入を行った VAL-No.2 株を利用して生産された L-バリンです。

提出のあった資料により、本添加物は食品添加物公定書の規格を満たしていること。従来の L-バリンと比較して、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度まで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられまし

た。

したがいまして、専門調査会においては「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断しました。

詳細等につきましては、事務局からお願いします。

坂本評価課長 資料1に基づいて、補足の説明をさせていただきます。

資料1の VAL-No.2株を利用して生産されたL-バリンに関する遺伝子組換え食品等の評価書(案)でございますが、1ページに審議の経緯がございますように、本年7月に厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請があったものでございます。ただ今、長尾委員から御説明がありましたように、このものはいわゆる高度精製品に該当しまして、安全性評価基準による評価は必要ないと判断されるものでございます。

本評価書(案)に関しましては、本日の委員会終了後、10月1日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について」です。水道水の水質基準に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了しております。まず、担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

長尾委員 それでは、資料2のトリクロロエチレンの水道水評価書について、概要を説明します。

トリクロロエチレンについては、既に食品安全委員会において、清涼飲料水の規格基準の改正に係る化学物質として食品健康影響評価を行い、2008年11月に評価結果を通知し

ています。今回、本年6月に厚生労働省より水道により供給される水のトリクロロエチレンの水質基準改正に係る評価要請がありました。評価要請に当たり、厚生労働省からは前回の評価以降のトリクロロエチレンについての知見の提出があり、化学物質・汚染物質専門調査会において、これらの知見が既存の評価結果に影響するか検討しました。その結果、これらの知見だけでは耐容一日摂取量（TDI）を算出する定量的な判断を行うには不十分であり、現時点ではさらなる知見の収集が必要であるとして、TDIを変更する必要はないと判断いたしました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

坂本評価課長 それでは、資料2に基づいて御説明いたします。トリクロロエチレンの水道水評価書でございます。今回、新たに提出されました関係のところにつきまして御説明いたします。

この評価書は今、長尾委員から御説明いただいたように、清涼飲料水の評価書として作成されたものに新たな知見を追加して改定する形で作成しております。

まず、22ページを御覧ください。22ページに「免疫毒性試験」という項目がございます。この項目が新規に設けられたものでございます。こちらにつきましては、マウスのデータが多いのですが、動物試験の情報につきまして追記しております。今、長尾委員からも御説明がございましたが、免疫系への影響に関しましては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性も考えられまして、専門調査会におきましては、免疫毒性の専門家からも意見を聞きまして審議を行っております。その結果につきましては37ページでございます。

37ページの「食品健康影響評価」のところ、最初のパラグラフの3行目の右の方からでございますが「これらの知見をTDIの設定根拠として採用するには、ヒトへの外挿性、実験動物の系統の妥当性、免疫毒性としてのエンドポイントの毒性的意義付け及び再現性等の課題が残されており、TDIを算出する定量的な判断を行なうにはまだ知見が不十分であり、現時点では更なる知見の収集が必要であると考えられる」とされたところでございます。

免疫毒性以外の主な改定箇所といたしましては、ちょっと戻っていただきますが、26ページの上の方の「神経毒性試験（ラット）」という項目が新たにございます。

また、今回、新たに提出いただいた資料の中には、ヒトへの影響についての知見も含まれておりましたので、26ページの「(3)ヒトへの影響」の「亜急性・慢性毒性」のところについては、以前のものは「慢性毒性」となっておりましたが、ここを「亜急性・慢

性毒性」といたしまして、2番目のパラグラフ以降にパーキンソン病と全身性過敏性皮膚障害に関する情報を追記しております。

また、発がんに関する疫学データもございましたので、その関係につきまして、30ページの半ばのところフランスに関する報告についての情報の追記がございます。

更に、36ページの下の方から「3.曝露状況」がございますが、こちらにつきましても最新の情報に更新しまして、37ページの表26のデータも更新したものになっております。

37ページからの「.食品健康影響評価」につきましては、先ほど御説明したような免疫毒性について冒頭に記載しておりますが、最終的な評価結果、TDIの設定などに関しましては、これまでと変更はございません。このものに関しましては、TDIの設定等に変更はございませんので、パブリックコメントの手続は行わずに、この結果をもちまして関係機関の方に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。わかりました。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、化学物質・汚染物質専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を $1.46 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とし、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを $8.3 \times 10^{-3} / (\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日) と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 ほかに議事はございますか。

西村総務課長 ほかに外にはございません。

小泉委員長 わかりました。本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合は9月9日木曜日14時から開催を予定しております。

また、明日9月3日金曜日14時から農薬専門調査会評価第二部会が非公開で開催。

来週9月6日月曜日14時から遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で開催。

9月8日水曜日14時から農薬専門調査会評価第三部会が非公開で開催される予定とな

っております。

また、来週 9 月 9 日木曜日 18 時 30 分から銀座にございます、ぐんま総合情報センターで食品安全委員会と群馬県の共催でサイエンスカフェを開催いたします。この催しは、まず気軽な雰囲気の中で科学の目で考える食中毒をテーマに、私が話題提供者となりまして、人体と食中毒の関係についてわかりやすくお話ししたいと思っております。その後、参加者の皆様と直接意見交換を行い、一緒に考えながら食の安全への理解を深めていきたいと思っております。どなたでも御参加いただけます。引き続き募集を行っておりますので、御希望される方は、委員会のホームページあるいは本会場の隣の展示コーナーに用意しております、参加の申し込み方法を御覧いただきまして、御応募いただければと思います。

本日は案件が 2 つでしたので、非常に早く終わってしまいました。

以上をもちまして「食品安全委員会（第 346 回会合）」を閉会といたします。どうもありがとうございました。